

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和4年10月)

(下線の部分は改定部分)

< 改定後 (令和4年10月) >	< 現 行 (令和3年10月) >	< 備 考 >
<p style="text-align: center;">宮城県農業土木工事共通仕様書 目 次</p> <p>第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1～1-1-15 [略] 1-1-16 調査、試験に対する協力 1-1-17～1-1-53 [略] 第2章 [略] 第3章 施工共通事項 第1節～第4節 [略] 第5節 石、ブロック積 (張) 工 第6節～第19節 [略] 第20節 仮設工 3-20-1～3-20-4 [略] 3-20-5 仮設土留、仮締切工 3-20-6～3-20-11 [略] 第21節 [略] 第2編 工事別編 第1章 ほ場整備工事 第1節～第2節 [略] 第3節 整地工 1-3-1～1-3-7 [略] 1-3-8 <u>取壊し工</u> 第4節～第7節 [略] 第2章 [略] 第3章 舗装工事、道路改良工事 第1節～第6節 [略] 第7節 石、ブロック積 (張) 工 第8節～第10節 [略] 第11節 構造物撤去工 3-11-1 <u>取壊し工</u> 第12節～第14節 [略] 第4章 水路トンネル工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 4-4-1 <u>取壊し工</u> 第5節～第8節 [略] 第5章 水路工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 5-4-1 <u>取壊し工</u> 第5節～第15節 [略] 第6章 排水路工事、河川工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 6-4-1 一般事項 <u>6-4-2 取壊し工</u> 第5節～第15節 [略] 第7章 管水路工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 7-4-1 <u>取壊し工</u> 第5節～第18節 [略] 第8章 畑かん施設工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工</p>	<p style="text-align: center;">宮城県農業土木工事共通仕様書 目 次</p> <p>第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1～1-1-15 [略] 1-1-16 調査、試験に対する協力 1-1-17～1-1-53 [略] 第2章 [略] 第3章 施工共通事項 第1節～第4節 [略] 第5節 石、ブロック積 (張) 工 第6節～第19節 [略] 第20節 仮設工 3-20-1～3-20-4 [略] 3-20-5 仮設土留、仮締切工 3-20-6～3-20-11 [略] 第21節 [略] 第2編 工事別編 第1章 ほ場整備工事 第1節～第2節 [略] 第3節 整地工 1-3-1～1-3-7 [略] 1-3-8 <u>構造物取壊し工</u> 第4節～第7節 [略] 第2章 [略] 第3章 舗装工事、道路改良工事 第1節～第6節 [略] 第7節 石、ブロック積 (張) 工 第8節～第10節 [略] 第11節 構造物撤去工 3-11-1 <u>構造物取壊し工</u> 第12節～第14節 [略] 第4章 水路トンネル工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 4-4-1 <u>構造物取壊し工</u> 第5節～第8節 [略] 第5章 水路工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 5-4-1 <u>構造物取壊し工</u> 第5節～第15節 [略] 第6章 排水路工事、河川工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 <u>[新設]</u> 6-4-1 <u>構造物取壊し工</u> 第5節～第15節 [略] 第7章 管水路工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工 7-4-1 <u>構造物取壊し工</u> 第5節～第18節 [略] 第8章 畑かん施設工事 第1節～第3節 [略] 第4節 構造物撤去工</p>	

<p style="text-align: center;">&lt; 改定後（令和4年10月） &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 現 行（令和3年10月） &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>8-4-1 <u>取壊し工</u>  第5節～第12節 [略]  第10章 フィルダム工事  第1節～第3節 [略]  第4節 基礎掘削工  10-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削</u>   第5節～第10節 [略]  第11節 グラウチング工  10-11-1～2 [略]  10-11-3 <u>カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工</u>  第12節～第14節 [略]  第11章 コンクリートダム工事  第1節～第3節 [略]  第4節 基礎掘削工  11-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削</u>   第5節～第6節 [略]  第7節 グラウチング工  11-7-1～2 [略]  11-7-3 <u>カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工</u>  第8節 [略]  第12章～第18章 [略]  第20章 推進工事  第1節～第4節 [略]  第5節 仮設工  20-5-1 <u>通信及び換気設備工</u>  宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式 [略]</p> <p><b>各編 共通改定事項（見出し番号等の改定）</b></p> <p>1. [略]  2. [略]  (1) [略]  (2) [略]  イ [略]  ロ [略]  (イ) [略]  (ロ) [略]</p> <p>以下見出し番号等のみ改定は記載省略</p> <p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総 則</b>  <b>第1節 総 則</b>  <b>1-1-1 適用</b>  1. [略]  2. 受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「県請負工事監督規程」（以下「監督員規程」という。）及び「県工事検査規程」（以下「検査規程」という。）による監督、検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は、これら監督、検査（完成検査、出来高検査、中間検査）にあたり、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。  3. [略]  4. [略]  5. [略]  6. [略]</p>	<p>8-4-1 <u>構造物取壊し工</u>  第5節～第12節 [略]  第10章 フィルダム工事  第1節～第3節 [略]  第4節 基礎掘削工  10-4-1 <u>堤体頂部掘削</u>  10-4-2 <u>堤体部掘削</u>  第5節～第10節 [略]  第11節 グラウチング工  10-11-1～2 [略]  10-11-3 <u>カーテン・補助カーテングラウチング工</u>  第12節～第14節 [略]  第11章 コンクリートダム工事  第1節～第3節 [略]  第4節 基礎掘削工  11-4-1 <u>堤体頂部掘削</u>  11-4-2 <u>堤体部掘削</u>  第5節～第6節 [略]  第7節 グラウチング工  11-7-1～2 [略]  11-7-3 <u>カーテン・補助カーテングラウチング工</u>  第8節 [略]  第12章～第18章 [略]  第20章 推進工事  第1節～第4節 [略]  第5節 仮設工  20-5-1 <u>通信・換気設備工</u>  宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式 [略]</p> <p><b>各編 共通改定事項（見出し番号等の改定）</b></p> <p>1. [略]  2. [略]  (1) [略]  (2) [略]  ① [略]  ② [略]</p> <p>以下見出し番号等のみ改定は記載省略</p> <p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総 則</b>  <b>第1節 総 則</b>  <b>1-1-1 適用</b>  1. [略]  2. 受注者 <u>（契約書に記載されている請負者をいう。以下同じ。）</u>は、共通仕様書の適用に当たり、「県請負工事監督規程」（以下「監督員規程」という。）及び「県工事検査規程」（以下「検査規程」という。）による監督、検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は、これら監督、検査（完成検査、出来高検査、中間検査）にあたり、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。  3. [略]  4. [略]  5. [略]  6. [略]</p>	

＜ 改定後（令和4年10月） ＞	＜ 現 行（令和3年10月） ＞	＜ 備 考 ＞
<p>7 [略] 8 [略]</p> <p><b>1-1-2 用語の定義</b> (1)～(27) [略] (28)「情報共有システム」とは、<u>受発注者間</u>の情報を電子的に交換、共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。 なお、本システムを用いて<u>作成し、提出された</u>工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。 (29)～(38) [略]</p> <p><b>1-1-3～5 [略]</b></p> <p><b>1-1-6 低入札価格調査対象工事の措置</b> 1 <u>施工体制台帳の提出及びそのヒアリング</u> (1) 財務規則（昭和39年3月30日規則第7号）第100条の2の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号。以下「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」という。）15条第2項の規定にかかわらず建設業法第24条の<u>8</u>第1項の規定に準じて施工体制台帳を作成し、監督職員に提出しなければならない。 (2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><b>1-1-7 工事实績情報システム（コリンズ）への登録</b> 1 <u>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）に基づき、受注時、変更時、完成時及び訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注時、変更時、完成時及び訂正時にそれぞれ登録するものとする。</u> また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p><b>1-1-8～10 [略]</b></p> <p><b>1-1-10-2 監理技術者</b> 工事請負契約書第11条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第5項に定められたものを選任しなければならない。なお、監理技術者資格<u>者</u>証の写しを添付するものとする。 (注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事以外で下請契約の合計が4,000万円以上の工事である。</p> <p><b>1-1-10-3 [略]</b></p> <p><b>1-1-11～13 [略]</b></p> <p><b>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b> 1 <u>受注者は、建設業法第24条の8第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。</u> 2 <u>受注者は、建設業法第24条の8第4項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。</u> 3 [略] 4 [略]</p> <p><b>1-1-15～22 [略]</b></p> <p><b>1-1-23 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置</b> 1 <u>受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイク</u></p>	<p>7 [略] 8 [略]</p> <p><b>1-1-2 用語の定義</b> (1)～(27) [略] (28)「情報共有システム」とは、<u>監督職員及び受注者の間</u>の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。 なお、本システムを用いて<u>作成及び提出を行った</u>工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。 (29)～(38) [略]</p> <p><b>1-1-3～5 [略]</b></p> <p><b>1-1-6 低入札価格調査対象工事の措置</b> 1 <u>施工体制台帳の提出及びそのヒアリング</u> (1) 財務規則（昭和39年3月30日規則第7号）第100条の2の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号。以下「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」という。）15条第2項の規定にかかわらず建設業法第24条の<u>7</u>第1項の規定に準じて施工体制台帳を作成し、監督職員に提出しなければならない。 (2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><b>1-1-7 工事实績情報システム（コリンズ）への登録</b> 1 <u>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</u> また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p><b>1-1-8～10 [略]</b></p> <p><b>1-1-10-2 監理技術者</b> 工事請負契約書第11条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第5項に定められたものを選任しなければならない。なお、監理技術者資格証の写しを添付するものとする。 (注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事以外で下請契約の合計が4,000万円以上の工事である。</p> <p><b>1-1-10-3 [略]</b></p> <p><b>1-1-11～13 [略]</b></p> <p><b>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b> 1 <u>受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。</u> 2 <u>受注者は、建設業法第24条の7第4項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。</u> 3 [略] 4 [略]</p> <p><b>1-1-15～22 [略]</b></p> <p><b>1-1-23 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置</b> 1 <u>受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイク</u></p>	

＜ 改定後（令和4年10月） ＞	＜ 現 行（令和3年10月） ＞	＜ 備 考 ＞																								
<p>ル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体、再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p><b>1-1-24 [略]</b></p> <p><b>1-1-25 監督職員による検査（確認含む）、立会等</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <table border="1" data-bbox="240 617 1299 1077"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 床板・横組工</td> <td></td> <td>プレストレスト導入完了時 横締作業完了時  プレストレスト導入完了時 縦締作業完了時  PC鋼線・鉄筋組立完了時</td> </tr> <tr> <td><u>地覆工</u> <u>橋梁用高欄工</u></td> <td></td> <td><u>鉄筋組立完了時</u></td> </tr> <tr> <td>トンネル掘削工</td> <td></td> <td>土（岩）質の変化した時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p><b>1-1-26～27 [略]</b></p> <p><b>1-1-28 工事完成検査</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-25監督職員による検査（<u>確認含む</u>）、立会等の3に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-29 出来高検査</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-25監督職員による検査（<u>確認含む</u>）、立会等の3に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-29-1 検査の実施</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、製作工場における検査に当たり、<u>本章1-1-25監督職員による検査（確認含む）、立会等の3</u>に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-30～42 [略]</b></p> <p><b>1-1-43 官公庁への<u>手続き</u>等</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p>	種 別	細 別	確 認 時 期	ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 床板・横組工		プレストレスト導入完了時 横締作業完了時  プレストレスト導入完了時 縦締作業完了時  PC鋼線・鉄筋組立完了時	<u>地覆工</u> <u>橋梁用高欄工</u>		<u>鉄筋組立完了時</u>	トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	<p>ル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体<u>等及び</u>再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p><b>1-1-24 [略]</b></p> <p><b>1-1-25 監督職員による検査（確認含む）<u>及び</u>立会等</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <table border="1" data-bbox="1406 617 2451 1077"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 床板・横組工</td> <td></td> <td>プレストレスト導入完了時 横締作業完了時  プレストレスト導入完了時 縦締作業完了時  PC鋼線・鉄筋組立完了時</td> </tr> <tr> <td><u>[新設]</u> <u>[新設]</u></td> <td></td> <td><u>[新設]</u></td> </tr> <tr> <td>トンネル掘削工</td> <td></td> <td>土（岩）質の変化した時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p><b>1-1-26～27 [略]</b></p> <p><b>1-1-28 工事完成検査</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-25監督職員による検査<u>及び</u>立会等の3に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-29 出来高検査</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-25監督職員による検査<u>及び</u>立会等の3に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-29-1 検査の実施</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、製作工場における検査に当たり、<u>1-1-25第3項</u>に準じなければならない。</p> <p><b>1-1-30～42 [略]</b></p> <p><b>1-1-43 官公庁への<u>手続き</u>等</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p>	種 別	細 別	確 認 時 期	ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 床板・横組工		プレストレスト導入完了時 横締作業完了時  プレストレスト導入完了時 縦締作業完了時  PC鋼線・鉄筋組立完了時	<u>[新設]</u> <u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>	トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	
種 別	細 別	確 認 時 期																								
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 床板・横組工		プレストレスト導入完了時 横締作業完了時  プレストレスト導入完了時 縦締作業完了時  PC鋼線・鉄筋組立完了時																								
<u>地覆工</u> <u>橋梁用高欄工</u>		<u>鉄筋組立完了時</u>																								
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時																								
種 別	細 別	確 認 時 期																								
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 床板・横組工		プレストレスト導入完了時 横締作業完了時  プレストレスト導入完了時 縦締作業完了時  PC鋼線・鉄筋組立完了時																								
<u>[新設]</u> <u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>																								
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時																								

- 4 ー [略]
  - 5 ー [略]
  - 6 ー [略]
  - 7 ー [略]
- 1-1-44~53 [略]

**第2章 材 料**  
第1節~第12節 [略]

**第13節 宮城県グリーン製品及び県産木材製品等の活用**

2-13-1 総則

- 1 ー [略]
- 2 ー [略]
- 3 ー [略]
- 4 受注者は、木材製品を使用した場合、使用状況を別に定める様式に記入し、完了届を提出する際に監督職員に紙及び電子データで提出するものとする。様式は、宮城県農政部農村振興課ホームページからダウンロードして使用する。なお、他工事から転用した製品も報告対象とする。

2-13-2~3 [略]

**第3章 施工共通事項**  
第1節 [略]

第2節 一般事項

3-2-1 [略]

3-2-2 一般事項

- 1 ー [略]
- 2 ー [略]
- 3 ー [略]
- 4 ー [略]
- 5 ー [略]
- 6 ー [略]
- 7 ー [略]
- 8 標準設計図
  - (1) ~ (2) [略]
  - (3) 標準設計図におけるコンクリートの二次製品構造物（用水系構造物、排水系構造物）の接合処理は、適用条件 {4} 二次製品構造物の接合処理の図面にに基づき施工すること。
 

イ 用水系構造物及び落水工	モルタル (1:2) 又は補修用ブレックスモルタル+シーラ材
ロ 排水系構造物	モルタル (1:2) 又は補修用ブレックスモルタル

第3節 [略]

第4節 基礎工

3-4-1 [略]

3-4-2 既成杭工

- 1 ー [略]
  - 2 鋼管杭
    - (1) ~ (2) [略]
    - (3) [略]
      - イ 溶接工は、J I S Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）又は J I S Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。
- なお、同等以上の検定試験とは、WES 8106（基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準：一般社団法人日本溶接協会）をいう。

- 4 ー [略]
  - 5 ー [略]
  - 6 ー [略]
  - 7 ー [略]
- 1-1-44~53 [略]

**第2章 材 料**  
第1節~第12節 [略]

**第13節 宮城県グリーン製品及び県産木材製品等の活用**

2-13-1 総則

- 1 ー [略]
- 2 ー [略]
- 3 ー [略]
- 4 受注者は、木材製品を使用した場合、使用状況を別に定める様式に記入し、完了届を提出する際に監督職員に紙及び電子データで提出するものとする。様式は、宮城県農林水産部農村振興課ホームページからダウンロードして使用する。なお、他工事から転用した製品も報告対象とする。

2-13-2~3 [略]

**第3章 施工共通事項**  
第1節 [略]

第2節 一般事項

3-2-1 [略]

3-2-2 一般事項

- 1 ー [略]
- 2 ー [略]
- 3 ー [略]
- 4 ー [略]
- 5 ー [略]
- 6 ー [略]
- 7 ー [略]
- 8 標準設計図
  - (1) ~ (2) [略]
  - (3) 標準設計図におけるコンクリートの二次製品構造物（用水系構造物、排水系構造物）の接合処理は、適用条件 {4} 二次製品構造物の接合処理の図面にに基づき施工すること。
 

① 用水系構造物及び落水工	モルタル (1:2) 又は補修用ブレックスモルタル+シーラ材
② 排水系構造物	モルタル (1:2) 又は補修用ブレックスモルタル

第3節 [略]

第4節 基礎工

3-4-1 [略]

3-4-2 既成杭工

- 1 ー [略]
  - 2 鋼管杭
    - (1) ~ (2) [略]
    - (3) [略]
      - 1) 溶接工は、J I S Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。
- ただし、半自動溶接を行う場合は、J I S Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。な

ロ [略]  
ハ [略]  
ニ [略]  
ホ [略]  
ヘ [略]  
ト [略]  
チ [略]  
リ [略]  
ヌ [略]

(4) [略]

3 [略]

3-4-3~10 [略]

第5節 石、ブロック積（張）工

第6節 法面工

3-6-1~3 [略]

3-6-4 法面吹付工

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 受注者は、二層以上に分けて吹付ける場合、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。また、打断面を良く清掃して、吹付けなければならない。

11 [略]

12 [略]

3-6-5~7 [略]

第7節 法面工

3-7-1 [略]

3-7-2 レディーミクストコンクリート

1 [略]

2 受注者は、本条第1に規定する工場で製造され、J I Sマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。

3 受注者は、本条第1に規定するレディーミクストコンクリートを用いることが困難な場合には、配合試験に立会するとともに、選定する工場が、設計図書に指定する品質が得られることを確認出来る資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査、管理等の技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐し、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

4 受注者は、本条第1に規定する工場でない工場<sup>で</sup>製造したレディーミクストコンクリート及び本条1に規定する工場であってもJ I S A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合、設計図書、本章「3-7-3 配合」及び「3-7-4 材料の計量」の規定によるとともに、配合試験に立会し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

お、同等以上の検定試験とは、WES 8106（基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準：一般社団法人日本溶接協会）をいう。

2) [略]

3) [略]

4) [略]

5) [略]

6) [略]

7) [略]

8) [略]

9) [略]

10) [略]

(4) [略]

3 [略]

3-4-3~10 [略]

第5節 石、ブロック積（張）工

第6節 法面工

3-6-1~3 [略]

3-6-4 法面吹付工

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 受注者は、2層以上に分けて吹付ける場合、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。また、打断面を良く清掃して、吹付けなければならない。

11 [略]

12 [略]

3-6-5~7 [略]

第7節 法面工

3-7-1 [略]

3-7-2 レディーミクストコンクリート

1 [略]

2 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）で製造され、J I S 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。

3 受注者は、本条第1に規定するレディーミクストコンクリートを用いることが困難な場合には、選定する工場が、設計図書に指定する品質が得られることを確認出来る資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

4 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）でない工場<sup>で</sup>製造したレディーミクストコンクリート及び本条1に規定する工場であってもJ I S A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び本章「3-7-3 配合」及び「3-7-4 材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決

<p style="text-align: center;">&lt; 改定後（令和4年10月） &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 現 行（令和3年10月） &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>5 [略] 6 [略] <b>3-7-3 [略]</b> <b>3-7-4 材料の計量</b> 1 [略] 2 [略] 3 受注者は、各材料を<b>バッチ分ずつ</b>質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、<b>表3-7-1に示した許容差内である場合</b>、容積で計量してもよい。 なお、<b>バッチ</b>の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p> <p><b>3-7-5～9 [略]</b> <b>3-7-10 コンクリート打込み</b> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 受注者は、コンクリートを<b>二層以上</b>に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、<b>上下層</b>が一体となるように施工しなければならない。 10 [略] 11 [略] <b>3-7-11～14 [略]</b></p> <p><b>第8節 [略]</b></p> <p><b>第9節 鉄筋</b> <b>3-9-1～2 [略]</b> <b>3-9-3 鉄筋の継手</b> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 受注者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。 (1) [略] (2) 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部を<b>切断する場合</b>、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を<b>使用しなければならない</b>。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。 ただし、既に直角かつ平滑である場合<b>又は</b>鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の<b>汚損</b>を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。  (3)～(7) [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略]</p> <p><b>第10節～第13節 [略]</b></p>	<p>定に関する資料を監督職員に提出し、<b>確認</b>を得なければならない。 5 [略] 6 [略] <b>3-7-3 [略]</b> <b>3-7-4 材料の計量</b> 1 [略] 2 [略] 3 受注者は、各材料を<b>一練り分毎に</b>質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。なお、<b>一練り</b>の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p> <p><b>3-7-5～9 [略]</b> <b>3-7-10 コンクリート打込み</b> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 受注者は、コンクリートを<b>2層以上</b>に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、<b>上層と下層</b>が一体となるように施工しなければならない。 10 [略] 11 [略] <b>3-7-11～14 [略]</b></p> <p><b>第8節 [略]</b></p> <p><b>第9節 鉄筋</b> <b>3-9-1～2 [略]</b> <b>3-9-3 鉄筋の継手</b> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 受注者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。 (1) [略] (2) 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を<b>使用して切断しなければならない</b>。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既に直角かつ平滑である場合<b>や</b>鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の<b>汚損等</b>を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、<b>さび、油脂圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げる</b>とともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。  (3)～(7) [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略]</p> <p><b>第10節～第13節 [略]</b></p>	

< 改定後（令和4年10月） >	< 現 行（令和3年10月） >	< 備 考 >
<p><b>第14節 防食対策工</b>  <b>3-14-1 [略]</b>  <b>3-14-2 防食対策工</b>  1 [略]  2 コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、  <u>長寿命形水道用</u>ジョイントコート（WSP 012）又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部  ：長寿命形外面プラスチック被覆（JISG3443-3）によるものとする。  3 [略]  4 [略]  5 [略]  6 [略]</p> <p><b>第15節～第18節 [略]</b></p> <p><b>第19節 構造物撤去工</b>  <b>3-19-1～2 [略]</b>  <b>3-19-3 <u>取壊し工</u></b>  1 [略]  2 [略]  3 [略]  4 [略]  5 [略]  6 [略]  <b>3-19-4～5 [略]</b></p> <p><b>第20節 仮設工</b>  <b>3-20-1～4 [略]</b>  <b>3-20-5 仮設土留、<u>仮締切工</u></b>  1 [略]  2 [略]  3 [略]  4 [略]  5 [略]  6 [略]  7 [略]  8 [略]  9 [略]  10 [略]  11 [略]  12 [略]  13 [略]  14 [略]  15 [略]  16 [略]  17 [略]  18 [略]  19 [略]  20 [略]  21 [略]  22 [略]  (1) [略]  (2) [略]  <u>イ</u> [略]  <u>ロ</u> [略]  <u>ハ</u> [略]  <u>ニ</u> [略]  (3) [略]  <u>イ</u> [略]  <u>ロ</u> [略]</p>	<p><b>第14節 防食対策工</b>  <b>3-14-1 [略]</b>  <b>3-14-2 防食対策工</b>  1 [略]  2 コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、  <u>水道用塗覆装鋼管</u>ジョイントコート（WSP 012）又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部  ：長寿命形外面プラスチック被覆（JISG3443-3）によるものとする。  3 [略]  4 [略]  5 [略]  6 [略]</p> <p><b>第15節～第18節 [略]</b></p> <p><b>第19節 構造物撤去工</b>  <b>3-19-1～2 [略]</b>  <b>3-19-3 <u>構造物取壊し工</u></b>  1 [略]  2 [略]  3 [略]  4 [略]  5 [略]  6 [略]  <b>3-19-4～5 [略]</b></p> <p><b>第20節 仮設工</b>  <b>3-20-1～4 [略]</b>  <b>3-20-5 仮設土留、<u>仮締切工</u></b>  1 [略]  2 [略]  3 [略]  4 [略]  5 [略]  6 [略]  7 [略]  8 [略]  9 [略]  10 [略]  11 [略]  12 [略]  13 [略]  14 [略]  15 [略]  16 [略]  17 [略]  18 [略]  19 [略]  20 [略]  21 [略]  22 [略]  (1) [略]  (2) [略]  <u>1)</u> [略]  <u>2)</u> [略]  <u>3)</u> [略]  <u>4)</u> [略]  (3) [略]  <u>1)</u> [略]  <u>2)</u> [略]</p>	

<p style="text-align: center;">&lt; 改定後（令和4年10月） &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 現 行（令和3年10月） &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>ハ [略]  (4)～(11) [略]  (12) 受注者は、たて込み簡易土留による掘削部の埋戻しについて、埋戻し<u>一層ごと</u>に、埋戻し土の投入数均し、パネルの引抜き、締固めの順に繰り返し施工しなければならない。  (13)～(14) [略]  23 [略]  24 [略]  25 [略]  26 [略]  <b>3-20-6～8 [略]</b>  <b>3-20-9 トンネル仮設備工</b>  1 [略]  2 [略]  3 [略]  4 [略]  5 [略]  6 [略]  7 [略]  8 [略]  9 受注者は、<u>粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。）</u>について、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期的に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（厚生労働省令和2年7月）」に定める「<u>空気中の粉じん濃度等の測定方法</u>」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは<u>2 mg / m3</u>以下とする。  <u>ただし</u>、中小断面のトンネル等で <u>2 mg / m3</u>を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議のうえ可能な限り、<u>2 mg / m3</u>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。  なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（<u>より効果的な換気方式への変更</u>、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。  また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。  10 [略]  11 [略]  12 [略]  13 [略]  14 [略]  15 [略]  16 [略]  17 受注者は、<u>坑内の作業場で</u>労働者を従事させる場合、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力<u>及び発破</u>を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあっては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させなければならない。  <b>3-20-10～11 [略]</b>  <b>第21節 [略]</b>  <b>第2編 工事別編 [略]</b>  <b>第1章 ほ場整備工事</b>  <b>第1節～第2節 [略]</b>  <b>第3節 整地工</b>  <b>1-3-1～7 [略]</b></p>	<p><u>3</u>) [略]  (4)～(11) [略]  (12) 受注者は、たて込み簡易土留による掘削部の埋戻しについて、埋戻し<u>1層毎</u>に、埋戻し土の投入数均し、パネルの引抜き、締固めの順に繰り返し施工しなければならない。  (13)～(14) [略]  23 [略]  24 [略]  25 [略]  26 [略]  <b>3-20-6～8 [略]</b>  <b>3-20-9 トンネル仮設備工</b>  1 [略]  2 [略]  3 [略]  4 [略]  5 [略]  6 [略]  7 [略]  8 [略]  9 受注者は、<u>換気の実施等の効果を確認するに当たり</u>、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期的に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（厚生労働省平20年2月）」に定める「<u>換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法</u>」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは<u>3 mg / m3</u>以下とする<u>が</u>、中小断面のトンネル等で <u>3 mg / m3</u>を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議のうえ可能な限り、<u>3 mg / m3</u>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。  なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。  また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。  10 [略]  11 [略]  12 [略]  13 [略]  14 [略]  15 [略]  16 [略]  17 受注者は、<u>坑内の作業に</u>労働者を従事させる場合<u>には</u>、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあっては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させなければならない。  <b>3-20-10～11 [略]</b>  <b>第21節 [略]</b>  <b>第2編 工事別編 [略]</b>  <b>第1章 ほ場整備工事</b>  <b>第1節～第2節 [略]</b>  <b>第3節 整地工</b>  <b>1-3-1～7 [略]</b></p>	

＜ 改定後（令和4年10月） ＞	＜ 現 行（令和3年10月） ＞	＜ 備 考 ＞
<p>1-3-8 <b>取壊し工</b>  <u>構造物の取壊しに当たっては</u>、第1編3-19-3 <b>取壊し工</b>の規定によるものとする。</p> <p>第4節～第7節 [略]</p> <p>第2章 農用地造成工事  第1節～第9節 [略]</p> <p>第3章 舗装工事・道路改良工事  第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 擁壁工  3-6-1～4 [略]  3-6-5 プレキャスト擁壁工  1. [略]  2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、<u>十分密着させ、背面土砂が吸い出されないように</u>しなければならない。</p> <p>3-6-6～8 [略]</p> <p>第7節～第10節 [略]</p> <p>第11節 構造物撤去工  3-11-1 <b>取壊し工</b>  <u>構造物の取壊しに当たっては</u>、第1編3-19-3 <b>取壊し工</b>の規定によるものとする。</p> <p>第12節～第14節 [略]</p> <p>第4章 水路トンネル工事  第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工  4-4-1 <b>取壊し工</b>  <u>構造物の取壊しに当たっては</u>、第1編3-19-3 <b>取壊し工</b>の規定によるものとする。</p> <p>第5節～第8節 [略]</p> <p>第5章 水路工事  第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工  5-4-1 <b>取壊し工</b>  <u>構造物の取壊しに当たっては</u>、第1編3-19-3 <b>取壊し工</b>の規定によるものとする。</p> <p>第5節 [略]</p> <p>第6節 開渠工  5-6-1 [略]  5-6-2 現場打ち開渠工  1. [略]  2. [略]  3. [略]  4. 型枠工の施工については、<u>第1編第3章第8節2型枠及び支保</u>の規定によるものとする。</p>	<p>1-3-8 <b>構造物取壊し工</b>  <u>構造物取壊し工の施工については</u>、第1編3-19-3 <b>構造物取壊し工</b>の規定によるものとする。</p> <p>第4節～第7節 [略]</p> <p>第2章 農用地造成工事  第1節～第9節 [略]</p> <p>第3章 舗装工事・道路改良工事  第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 擁壁工  3-6-1～4 [略]  3-6-5 プレキャスト擁壁工  1. [略]  2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、<u>付着、水密性を保つよう施工</u>しなければならない。</p> <p>3-6-6～8 [略]</p> <p>第7節～第10節 [略]</p> <p>第11節 構造物撤去工  3-11-1 <b>構造物取壊し工</b>  <u>構造物取壊し工の施工については</u>、第1編3-19-3 <b>構造物取壊し工</b>の規定によるものとする。</p> <p>第12節～第14節 [略]</p> <p>第4章 水路トンネル工事  第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工  4-4-1 <b>構造物取壊し工</b>  <u>構造物取壊し工の施工については</u>、第1編3-19-3 <b>構造物取壊し工</b>の規定によるものとする。</p> <p>第5節～第8節 [略]</p> <p>第5章 水路工事  第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工  5-4-1 <b>構造物取壊し工</b>  <u>構造物取壊し工の施工については</u>、第1編3-19-3 <b>構造物取壊し工</b>の規定によるものとする。</p> <p>第5節 [略]</p> <p>第6節 開渠工  5-6-1 [略]  5-6-2 現場打ち開渠工  1. [略]  2. [略]  3. [略]  4. 型枠工の施工については、<u>第1編3-8-2型枠</u>の規定によるものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">&lt; 改定後（令和4年10月） &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 現 行（令和3年10月） &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>5 [略] 5-6-3 [略]</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 分土工 5-8-1 [略] 5-8-2 分土工 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 型枠、支保及び足場の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、<u>第1編3-20-11</u>足場工の規定によるものとする。</p> <p>第9節～第15節 [略]</p> <p>第6章 排水路工事・河川工事 第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工 6-4-1 <u>一般事項</u> <u>1</u> [略] <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] <u>6-4-2 取壊し工</u> <u>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3 取壊し工の規定によるものとする。</u></p> <p>第5節～第15節 [略]</p> <p>第7章 管水路工事 第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項 7-2-1 [略] 7-2-2 一般事項 1 [略] 2 布設接合 (1)～(8) [略] (9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2、<u>労働安全衛生規則第164条2項及び3項、平成4年8月24日付け基発第480号及び平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。</u></p> <p>(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、<u>基床部</u>内に捨梁を存置してはならない。 (11)～(15) [略] (16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の据付に使用するボルト及びナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分はFCD製を使用するものとする。 ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。 また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するS、SⅡ、NS形継手についてはステンレスを使用するものとする。</p>	<p>5 [略] 5-6-3 [略]</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 分土工 5-8-1 [略] 5-8-2 分土工 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 型枠及び支保、足場の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、<u>第20節</u>足場工の規定によるものとする。</p> <p>第9節～第15節 [略]</p> <p>第6章 排水路工事・河川工事 第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工 6-4-1 <u>構造物取壊し工</u> 1. <u>一般事項</u> <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] 2. <u>構造物取壊し工</u> <u>構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。</u></p> <p>第5節～第15節 [略]</p> <p>第7章 管水路工事 第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項 7-2-1 [略] 7-2-2 一般事項 1 [略] 2 布設接合 (1)～(8) [略] (9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2 <u>及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守する。</u> <u>なお、管長が5m以上で呼び径700mm以上を布設する場合、管搬入口を30mに一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途設計図書によるものとする。</u></p> <p>(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、<u>砂基礎</u>内に捨梁を存置してはならない。 (11)～(15) [略] (16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の据付に使用するボルト、ナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分はFCD製を使用するものとする。 ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。 また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するS、SⅡ、NS形継手についてはステンレスを使用するものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">&lt; 改定後（令和4年10月） &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 現 行（令和3年10月） &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>とする。 (17)～(18) [略] [削除]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工 7-4-1 <b>取壊し工</b> <u>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3 <b>取壊し工</b>の規定によるものとする。</u></p> <p>第5節～第18節 [略]</p> <p>第8章 畑かん施設工事 第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工 8-4-1 <b>取壊し工</b> <u>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3 <b>取壊し工</b>の規定によるものとする。</u></p> <p>第5節～第12節 [略]</p> <p>第10章 フィルダム工事 第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎掘削工 10-4-1 <b>堤体頂部及び堤体部掘削</b> 1 掘削分類 <u>掘削は、土砂掘削（転石等を含む）及び岩盤掘削に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき監督職員が行うものとする。</u></p> <p>ただし、本条5. <u>基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。</u></p> <p>2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略]</p> <p>第5節～第8節 [略]</p> <p>第9節 監査廊 10-9-1 [略] 掘削工の施工については、本章10-4-1 <b>堤体頂部及び堤体部掘削</b>の規定によるものとする。</p> <p>10-9-2～5 [略]</p> <p>第10節 [略]</p>	<p>とする。 (17)～(18) [略]</p> <p>3. <b>枕木及び梯子胴木基礎工</b> <u>(1) 受注者は、枕木基礎の高さを正確に調整した後、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触とならないよう施工しなければならない。</u> <u>(2) 梯子胴木基礎における各部材は、釘、かすがい等で強固に連結し、特に胴木は、地盤の連続的な支持を得るよう相欠き又は重ね構造とし、釘、かすがい等で固定するものとする。</u></p> <p>4. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工 7-4-1 <b>構造物取壊し工</b> <u>構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3 <b>構造物取壊し工</b>の規定によるものとする。</u></p> <p>第5節～第18節 [略]</p> <p>第8章 畑かん施設工事 第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 構造物撤去工 8-4-1 <b>構造物取壊し工</b> <u>構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3 <b>構造物取壊し工</b>の規定によるものとする。</u></p> <p>第5節～第12節 [略]</p> <p>第10章 フィルダム工事 第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎掘削工 10-4-1 <b>堤体頂部掘削、10-4-2 堤体部掘削</b> 1. 掘削分類 <u>掘削は、次の2種類に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき監督職員が行うものとする。</u> <u>(1) 土砂掘削（転石等を含む）</u> <u>(2) 岩盤掘削</u></p> <p>ただし、本条5. <u>基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。</u></p> <p>2. [略] 3. [略] 4. [略] 5. [略] 6. [略] 7. [略]</p> <p>第5節～第8節 [略]</p> <p>第9節 監査廊 10-9-1 [略] 掘削工の施工については、本章10-4-1 <b>堤体頂部掘削</b>の規定によるものとする。</p> <p>10-9-2～5 [略]</p> <p>第10節 [略]</p>	

< 改定後（令和4年10月） >	< 現 行（令和3年10月） >	< 備 考 >
<p><b>第11節 グ라우ティング工</b>  10-11-1～2 [略]  10-11-3 <b>カーテン</b><u>グラウティング工</u><b>及び補助カーテングラウティング工</b>  カーテン<u>グラウティング工</u>及び補助カーテングラウティング工の施工については、本章10-11-1 コンソリデーショングラウティング工の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節～第14節 [略]</b>  <b>第11章 コンクリートダム工事</b>  <b>第1節～第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 基礎掘削</b>  11-4-1 <b>堤体頂部及び堤体部掘削</b>  1. [略]  堤体頂部掘削の掘削分類については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 1</u>掘削分類の規定によるものとする。  2. [略]  過堀の処理については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 2</u>過堀の処理によるものとする。  3. [略]  付帯構造物の施工については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 3</u>付帯構造物の規定によるものとする。  4. [略]  発破の制限については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 4</u>発破の制限の規定によるものとする。  5. [略]  基礎地盤面処理については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 5</u>基礎地盤面の処理の規定によるものとする。  6. [略]  不良岩等の処理については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 6</u>不良岩等の処理の規定によるものとする。  7. [略]  基礎地盤の確認及び検査については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 7</u>基礎地盤の確認及び検査の規定によるものとする。  8. [略]  基礎地盤確認後の再処理については、第2編10-8-1 盛立工 1 基礎地盤確認後の再処理の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節～第6節 [略]</b></p> <p><b>第7節 グ라우ティング工</b>  11-7-1～2 [略]  11-7-3 <b>カーテン</b><u>グラウティング工</u><b>及び補助カーテングラウティング工</b>  カーテン<u>グラウティング工</u>及び補助カーテングラウティング工の施工については、本章第2編10-11-3 <u>カーテン</u><u>グラウティング工</u><b>及び補助カーテングラウティング工</b>の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 [略]</b></p> <p><b>第12章 PC橋工事</b>  <b>第1節～第2節 [略]</b></p> <p><b>第3節 コンクリート橋架設工</b>  12-3-1 [略]  12-3-2 <b>横組工</b>  1. [略]  2. [略]  3. [略]  4. [略]</p>	<p><b>第11節 グ라우ティング工</b>  10-11-1～2 [略]  10-11-3 <b>カーテン</b><u>・補助カーテングラウティング工</u>  カーテン<u>・補助カーテングラウティング工</u>の施工については、本章10-11-1 コンソリデーショングラウティング工の規定によるものとする。</p> <p><b>第12節～第14節 [略]</b>  <b>第11章 コンクリートダム工事</b>  <b>第1節～第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 基礎掘削</b>  11-4-1 <b>堤体頂部掘削、11-4-2 堤体部掘削</b>  1. [略]  堤体頂部掘削の掘削分類については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 1</u>掘削分類の規定によるものとする。  2. [略]  過堀の処理については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 2</u>過堀の処理によるものとする。  3. [略]  付帯構造物の施工については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 3</u>付帯構造物の規定によるものとする。  4. [略]  発破の制限については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 4</u>発破の制限の規定によるものとする。  5. [略]  基礎地盤面処理については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 5</u>基礎地盤面の処理の規定によるものとする。  6. [略]  不良岩等の処理については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 6</u>不良岩等の処理の規定によるものとする。  7. [略]  基礎地盤の確認及び検査については、第2編<u>10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 7</u>基礎地盤の確認及び検査の規定によるものとする。  8. [略]  基礎地盤確認後の再処理については、第2編10-8-1 盛立工 1 <u>基礎地盤確認後の再処理</u>の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節～第6節 [略]</b></p> <p><b>第7節 グ라우ティング工</b>  11-7-1～2 [略]  11-7-3 <b>カーテン</b><u>・補助カーテングラウティング工</u>  カーテン<u>・補助カーテングラウティング工</u>の施工については、本章第2編10-11-3 <u>カーテン</u><u>・補助カーテングラウティング工</u>の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 [略]</b></p> <p><b>第12章 PC橋工事</b>  <b>第1節～第2節 [略]</b></p> <p><b>第3節 コンクリート橋架設工</b>  12-3-1 [略]  12-3-2 <b>横組工</b>  1. [略]  2. [略]  3. [略]  4. [略]</p>	

<p style="text-align: center;">＜ 改定後（令和4年10月） ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行（令和3年10月） ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 備 考 ＞</p>
<p>(1)～(5) [略]  (6) 暑中における<b>施工</b>については、グラウトの温度上昇、<b>過早</b>な硬化などがないようにしなければならない。  なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。</p> <p><b>12-3-3 [略]</b></p> <p><b>第4節 橋梁付属物工</b>  <b>12-4-1～7 [略]</b>  <b>12-4-8 [略]</b>  1 [略]  2 [略]  3 [略]  4 [略]  5 [略]  6 [略]  7 [略]  8 [略]  9 [略]  10 [略]  11 [略]  12 [略]  13 [略]  14 [略]  15 [略]  16 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]  (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に<b>25点（1点当たり5回測定）</b>以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。  (4)～(7) [略]</p> <p><b>第5節 舗装工</b>  <b>12-5-1～2 [略]</b>  <b>12-5-3 ゲースアスファルト舗装工</b>  1 [略]  2 [略]  3 [略]  4 [略]  5 [略]  6 [略]  7 [略]  8 [略]  9 [略]  10 [略]  11 [略]  12 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]  (4) <b>監督職員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。</b>  13 [略]</p> <p><b>12-5-4 [略]</b></p> <p><b>第6節 [略]</b></p> <p><b>第13章 橋梁下部工事</b>  <b>第1節～第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 複合工</b>  <b>13-4-1～3 [略]</b></p>	<p>(1)～(5) [略]  (6) 暑中における<b>グラウトの施工</b>については、グラウトの温度上昇、<b>過速</b>な硬化などがないようにしなければならない。  なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。</p> <p><b>12-3-3 [略]</b></p> <p><b>第4節 橋梁付属物工</b>  <b>12-4-1～7 [略]</b>  <b>12-4-8 [略]</b>  1. [略]  2. [略]  3. [略]  4. [略]  5. [略]  6. [略]  7. [略]  8. [略]  9. [略]  10. [略]  11. [略]  12. [略]  13. [略]  14. [略]  15. [略]  16. [略]</p> <p>(1)～(2) [略]  (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に<b>25箇所（1箇所当たり5点測定）</b>以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。  (4)～(7) [略]</p> <p><b>第5節 舗装工</b>  <b>12-5-1～2 [略]</b>  <b>12-5-3 ゲースアスファルト舗装工</b>  1. [略]  2. [略]  3. [略]  4. [略]  5. [略]  6. [略]  7. [略]  8. [略]  9. [略]  10. [略]  11. [略]  12. [略]</p> <p>(1)～(3) [略]  (4) <b>気温が5℃以上のときに施工しなければならない。</b>  13. [略]</p> <p><b>12-5-4 [略]</b></p> <p><b>第6節 [略]</b></p> <p><b>第13章 橋梁下部工事</b>  <b>第1節～第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 複合工</b>  <b>13-4-1～3 [略]</b></p>	

<p style="text-align: center;">＜ 改定後（令和4年10月） ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行（令和3年10月） ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 備 考 ＞</p>
<p><b>13-4-4 駆体工</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. <u>型枠、支保及び足場</u>の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、<u>第1編3-20-11足場工</u>の規定によるものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>14. [略]</p> <p><b>第5節～第7節 [略]</b></p> <p><b>第14章 頭首工工事</b></p> <p><b>第1節～第8節 [略]</b></p> <p><b>第9節 管理橋上部工</b></p> <p>14-9-1 [略]</p> <p>14-9-2 <u>プレテンション桁の購入</u></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) コンクリートの施工は、次の規定によるものとする。  <u>イ</u> 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作する。  <u>ロ</u> 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないよう留意しなければならない。  <u>なお</u>、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作するものとする。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにし、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。</p> <p>3. [略]</p> <p>14-9-3 [略]</p> <p>14-9-4 <u>プレキャストブロック桁の購入</u>  <u>プレキャストブロック桁を購入する場合は</u>、本章14-9-2プレテンション桁の<u>購入</u>の規定によるものとする。</p> <p>14-9-5～12 [略]</p> <p><b>第15章～第17章 [略]</b></p> <p><b>第18章 ため池改修工事</b></p> <p><b>第1節～第2節 [略]</b></p> <p><b>第3節 堤体工</b></p> <p>18-3-1～8 [略]</p> <p>18-3-9 <u>掘削土の搬出工</u></p> <p>1. 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、<u>「建設汚泥処理土利用基準」</u>の第4種<u>処理土</u>相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m<sup>2</sup>以上<u>又は</u>一軸圧縮強度（qu）が50kN/m<sup>2</sup>以上）に改良しなければならない。  <u>なお</u>、第4種<u>処理土</u>相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物</p>	<p><b>13-4-4 駆体工</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. <u>型枠</u>の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>9. [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>14. [略]</p> <p><b>第5節～第7節 [略]</b></p> <p><b>第14章 頭首工工事</b></p> <p><b>第1節～第8節 [略]</b></p> <p><b>第9節 管理橋上部工</b></p> <p>14-9-1 [略]</p> <p>14-9-2 <u>プレテンション桁購入工</u></p> <p>1. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。  <u>1</u> 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。  <u>2</u> 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。</p> <p>3. [略]</p> <p>14-9-3 [略]</p> <p>14-9-4 <u>プレキャストブロック桁購入工</u>  <u>プレキャストブロック購入については</u>、本章14-9-2プレテンション桁<u>購入工</u>の規定によるものとする。</p> <p>14-9-5～12 [略]</p> <p><b>第15章～第17章 [略]</b></p> <p><b>第18章 ため池改修工事</b></p> <p><b>第1節～第2節 [略]</b></p> <p><b>第3節 堤体工</b></p> <p>18-3-1～8 [略]</p> <p>18-3-9 <u>掘削土の搬出工</u></p> <p>1. 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、<u>建設汚泥再生利用技術基準（案）</u>の第4種<u>建設発生土</u>相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m<sup>2</sup>以上<u>若しくは</u>一軸圧縮強度（qu）が50kN/m<sup>2</sup>以上）に改良しなければならない。  <u>なお</u>、第4種<u>建設発生土</u>相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物</p>	

< 改定後（令和4年10月） >	< 現 行（令和3年10月） >	< 備 考 >
<p>質に関する試験を行い、「<u>土壌汚染対策法</u>」を満たしていることを確認するものとする。          なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>18-3-10~13 [略]</p> <p>第4節~第7節 [略]</p> <p>第20章 推進工事          第1節~第4節 [略]</p> <p>第5節 [略]          20-5-1 通信<u>及び</u>換気設備工          [略]          20-5-2~6 [略]</p>	<p>質に関する試験を行い、「<u>水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）</u>」を満たしていることを確認するものとする。          なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>18-3-10~13 [略]</p> <p>第4節~第7節 [略]</p> <p>第20章 推進工事          第1節~第4節 [略]</p> <p>第5節 [略]          20-5-1 通信<u>・</u>換気設備工          [略]          20-5-2~6 [略]</p>	